

第 166 話〈見えざる敵〉の要約と参考資料

第 166 話〈見えざる敵〉の要約

土呂久訴訟の判決が鉱業法の規定に従って「鉱害の賠償責任は稼業したかどうかと関係なく、鉱業権を持っていた者にある」と、明快に被告住友鉱の主張を退けると、猛反発したのが日本鉱業協会。政府もこれに呼応して、土呂久の前に強大な敵が立ち現れたのです。

第 166 話〈見えざる敵〉の参考資料

166-1 土呂久公害訴訟第一陣一審判決が指摘した鉱業権者の責任

宮崎地方裁判所延岡支部「判決書（第 2 分冊）」より

第四章 責任

第二節 被告の責任

第一 はじめに

すなわち、被告の鉱業権取得前に生じた損害については現行鉱業法 109 条 3 項の鉱業権譲受人として、右鉱業権取得後鉱業権放棄までに生じた損害については、同法 109 条 1 項前段の損害発生当時の鉱業権者として、右鉱業権放棄後に生じた損害については、同法 109 条 1 項後段の鉱業権消滅時における鉱業権者として、それぞれ責任を負う。

第二 旧鉱業法改正法施行前に生じた損害については

（被告の主張を述べたあと）しかしながら、旧鉱業法改正法施行前に生じた損害については、同法 74 条ノ 2 第 1 項が適用され（同法附則 4 項）、右損害発生当時の鉱業権者が責任を負うことが明らかであり、そうである以上、その鉱業権を現行鉱業法施行後に譲り受けた者は、鉱業法施行法 35 条 4 項により現行鉱業法 109 条 3 項に基づく責任を負うのであって、このような譲受人については、旧鉱業法改正法附則 4 項が問題となる余地は存しないものというべきである（略）から、被告の主張は、採用しない。

第三 鉱業権者の鉱業の実施の有無と現行鉱業法 109 条 1、3 項の解釈

一 （被告の主張）

二 まず、鉱業法の鉱害賠償規定（同法 109 条 1、3 項）の文理上は、賠償義務を負う鉱業権者、鉱業権譲受人を被告主張の如く鉱業を実施した者に限ると解すべき文言は何ら見当らず、むしろ、単に「損害発生の際における当該鉱区の鉱業権者」、「鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者」、「損害の発生の際の鉱業権者及びその後の鉱業権者」が賠償義務を負うと規定していることからすれば、鉱業実施の有無を問わず、右に該当する各鉱業権者に賠償義務が帰属するものと定めているものと解するのが自然である。

三 これを実質的に考察しても、

1. 鉱業の実施、稼業すなわち鉱業権の現実的な行使は、古来幾多の鉱害を惹起してきており、鉱業権はその行使に際して不可避免的に鉱害を随伴するものと言っても過言ではないと解されるから、鉱業法の鉱害賠償規定は、右の如く危険性を必然的に内包している鉱業権自体に着目し、これを保有すること自体に、その危険性に対応する責任を課しているものと把握するのが相当である。
2. 右規程の立法目的として強調されている被害者保護の観点からしても、鉱害はその性質上何人の稼業によって生じたかを確認することが極めて困難であるから、その賠償義務者を、稼業の有無とは無関係に、形式的、画一的に一定時点（損害発生時、鉱業権消滅時）の鉱業権者及びその譲受人と定めたものと解するのが妥当である。
3. また、鉱業法は、鉱業権者に対して遅滞、中断のない稼業を義務づけ（同法 62 条）、且つ鉱業権者自身又はその監督下の者による鉱業の実施、管理を要求している（同法 13 条参照）のであって、租鉱権の設定を除き、稼業なき鉱業権者の存在は許容しない立場をとっているのであるから、かかる法の禁ずる「稼業なき鉱業権者」であることをもって鉱害賠償責任を免れるべき事由として主張するのは、鉱業法の精神に反する失当なものというべきである。
4. （略）鉱業法はかかる「原因に関係なき鉱業権者」の賠償責任負担を当然のこととして容認していると解される。（略）そして、それによる結果の不当性は、鉱害の原因を作った者に対して求償権を行使すること（法 110 条 2 項等）によって、解決する立場を採っているものと解される。

四、してみれば、鉱業法 109 条 1, 3 項所定の要件に該当する鉱業権者、鉱業権譲受人である以上、鉱業実施の有無を問わず同条所定の賠償義務を負担することを免れないものと解するのが相当であって、被告の主張は採用できない。

第四 昭和 12 年以前の亜硫酸製錬に基づく損害について

一、二、三 （略）

四、以上認定の事実よれば、土呂久における亜硫酸製錬は昭和 12 年以前も、本件鉱山の砒鉱の採掘、選鉱と連続的に一体となっていたことが明らかであって、それらは、法形式的な施業主体の点は別として、客観的には統一的な一個の事業を形成していたものと認めるのが相当である。（略）したがって、本件鉱山での亜硫酸製錬は、昭和 12 年以前においても、本件鉱業権に基づく鉱業の実施としてなされていたものというべきである。

五、六 （略）

七、

1. 鉱業法は、鉱業の危険性に鑑み、旧法、現行法とも、いわゆる鉱業自営の原則を採用し、鉱業の実施、管理は、鉱業権者自身又はその監督下の者によって行なわれるべく、第三者に権限を授与してこれを実施、管理させてはならないとして、鉱業の管理は専ら

鉱業権者自身の責任とするとともに、鉱業権者に、鉱業実施に伴う危害・鉱害を防止する全面的な責任を課す（略）、右防止措置の懈怠等の違反行為に対しては鉱業権者に刑事責任も課されることになっている（旧鉱業法 104 条、鉱山保安法）。

八、前記認定の事実によれば、川田らの亜硫酸製錬は、当時の鉱業権者が斤先掘、請負掘ないしはこれと類似する形態において、その鉱業を実施、管理させたものと認められるから、右に説示してきたところからして、その施業（亜硫酸製錬）によって生じた鉱害についても、鉱業権者は賠償義務を免れないものというべきであって、被告の主張は採用できない。

第五 鉱業法 116 条の不適用

被告は、鉱業法 116 条によれば、鉱業に従事する者が業務上負傷し、疾病に罹患し、あるいは死亡しても、これにつき鉱業法の鉱害賠償規定は適用されないから、本訴請求のうち本件鉱山に勤務し、鉱業に従事した経歴のある鶴野秀男以下 16 名の者の被った損害にかかる請求は失当である旨主張する。

しかしながら、従業員が、鉱業法 109 条 1 項所定の原因行為に基づき、業務上においてのみならず業務外においても健康に対する侵襲を受け、しかも生じている健康被害が性質上不可分一体で、右のいずれによるか区別できない場合にも鉱業法 116 条の適用があると解するのは不当であるから、この場合は鉱業法 116 条の適用はなく、受けた健康被害の全部につき鉱業法の鉱害賠償規定が適用されると解するのが相当である。

上来認定してきたところ及び後記第六章（損害の章）第一節第 2 で認定するところによれば、被告指摘の 16 名の被害者は、本件鉱山に勤務して作業に従事し、その過程で鉱山の操業に基づき排出された砒素や亜硫酸ガスに、業務上曝露すると同時に、他面土呂久地区に居住し、その生活過程で右鉱山から排出される砒素や亜硫酸ガスに、業務外においても曝露したものであり、それらの者の被った健康被害は不可分一体で、業務上の事由による部分と業務外の事由による部分とに判然区別できない性質のものと認められるから、前記説示からして右健康被害の全部について、鉱業法の鉱害賠償規定が適用されるものというべく、被告の主張は採用できない。

第三節 総括

以上によれば、被告は、第一章認定の原因行為に基づき本件鉱山から排出された砒素、亜硫酸ガスによって本件被害者らの被った損害につき、これを賠償する義務があるものというべきである。

166-2 法律学者による一審判決の評価

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P203 より

「ジュリスト」1984 年 6 月 15 日号に、立教大学の淡路剛久教授が書いた「土呂久公害

訴訟判決の意義」という論文が載った。判決を妥当だと評価する内容で、健康被害と砒素曝露との因果関係、鉍業権者の責任、和解の効力、消滅時効および除斥期間の4つの争点ごとに、判決の考え方を紹介して簡単なコメントがつけてある。鉍業権者の責任について述べたくだけは次のように結ばれている。

「以上の判決の結論および理由は正当であると思う。鉍業法はもともと鉍害の原因者と賠償義務を負う鉍業権者とを切り離して、後者に着目して賠償義務者を決めているのであるから、原因者でない鉍業権者が責任を負うことがあることは、当然予定されていたのであって、鉍業を実施したか否かは全く問題とならない（しかも、鉍業権を取得して鉍業を実施しないことは、法の予定しないところである）。Y側の主張は、鉍害の原因者が賠償義務者であり、一定の鉍業権者は原因者と推定される、という責任構造の下でのみ成り立つ議論であるが、現実の鉍業法はそのような仕組みをとっていない。たしかに、原因者でない鉍業権者に責任を負わせることは、その者には酷かもしれない。しかし、鉍業法は求償権の行使（110条2項）によってこの問題を解決しようとしているのであり、それでも生じる不都合（たとえば、原因者たる鉍業権者が存在しないなど）は、鉍害賠償基金などの制度をつくることによって解決すべきであろう」

淡路教授は8月26日、土呂久鉍山公害被害者の会と土呂久・松尾等鉍害の被害者を守る会共催の集會に呼ばれて、「土呂久は4大公害訴訟につぐ第2期の権利救済の闘いの先頭を走っていると位置づけられる」と講演した。

原田尚彦「鉍害の賠償責任」（「法学教室」1984年11月）

本事件の背後には、行政法の視点よりみても、多少考察しておくべきところがあるとおもわれるので、今回はその点を少しく考えてみることにした。

（略）なにゆえに、なんら鉍害の原因となる行為を行なっていないS社に鉍害の賠償責任を負わせることができるのかが、理論上、問題となってくるわけである。（略）鉍害については、現実に加害行為をしたか否かにかかわらず、損害の発生時の鉍業権者が賠償責任を負うべきものとされているのである。（略）鉍業法109条3項の文意に忠実な扱いであり、同項の規定が厳然と存在する以上、この結論は、文理上もとより当然で、とくに驚くにあたらないものというべきであろう。

しかし、S社の立場に立って考えてみると、鉍害発生になんら加担していないのに、判決で土呂久鉍毒の責任者とされ、巨額の賠償金を支払わされるのは、釈然としないことであろう。（略）もう一つの論拠が求められることになる。それによると、法が、「最終鉍業権者責任主義」をとっているのは、鉍害が発生したとき、被害者がその真の原因者を見極めることが困難なので、もっぱら被害者の救済の便宜をはかるために、当該鉍区の損害発生時の鉍業権者に対し、あるいはその後に鉍業権の譲渡があったときは、譲渡を受けた鉍業権者に対しても、賠償の支払を求めることができるものとしたのだ、とする見方である。

（略）注意すべきは、この場合に、最後の鉍業権者が賠償を支払うのは、あくまで被害

者の救済の便宜のためであり、必ずしも自らが不法行為者であるからではないということである。(略)他に真の原因者がいるのを立証したときは、真の原因者に対し求償権を行使できなければならない。(略)S社が賠償を支払うのは、けっして自身が犯した不法行為のゆえではない。鉱害の被害者救済を円滑に行おうとする国家の鉱業政策のために、被害者に対し賠償金をいわば立替払いさせられたにすぎないのである。(略)鉱業法は、このように、一方では、被害者救済の円滑という公共政策のために最終鉱業権者に賠償支払義務を課してはいるが、他方では、鉱業権者相互の求償によって利害を調整し、賠償金負担の公正な分配を実現しようとするシステムをとっているとみられるのである。

(略)そこで、鉱業法を合憲的に運用していこうとするならば、原因行為にまったく関与していない鉱業権者が賠償金を支払ったのに、本来の被求償者が消滅してしまっているような例外的事態のある場合には、国が、その補填のための行政的手当を講じるべきだとの要求が生じてきても、あながち不思議ではない。(略)そこで、S社としては、いさぎよく被害者に対し賠償金を支払ったうえで、国に対し鉱業法の欠陥を指摘して、なんらかの補填措置を求めてみたらどうであろうか。

166-3 一審で敗訴した住友金属鉱山が控訴

1984年3月30日朝日新聞記事

「住友鉱山が控訴 / 『操業はせず、責任ない』」

宮崎県の土呂久公害訴訟で28日、宮崎地裁延岡支部で全面的に敗訴した被告の住友金属鉱山(本社・東京、藤森正路社長)は29日午後、原告のうち棄却の1人を除く22人について、福岡高裁宮崎支部に控訴した。「判決は、当社が最終鉱業権者というだけで、一度も操業していないのにすべての損害について賠償責任を認めており、不当」などを理由にあげている。(略)

控訴理由について住友金属鉱山の柴田巖保安環境部長は、判決が①亜ヒ酸による中毒は大正時代から続いているのに、最終鉱業権者というだけですべての損害に対する責任を認めている②ヒ素中毒症状を、国の認定基準より大幅に広く解釈し、全身症状ととらえた③宮崎県知事によるあっせん補償の効力を狭く解釈している、の3点について法解釈上大きな疑義がある、としている。

異例の早さで控訴したことについて同部長は「患者のみなさんには気の毒だが、当社には当社の立場がある。日本鉱業協会など、ほかからの圧力があつたわけではない」といつている。

1984年3月31日宮崎日日新聞

「原告の機先を制す / 鉱山業への衝撃配慮か」

解説

判決に全面的に不満があるとの姿勢だが、最も抵抗があったのは①の問題（操業していない者に加害責任はない）とみられる。

土呂久鉱山のような休廃止鉱山は全国に 6 千ないし 7 千カ所もあるといわれている。
（略）土呂久判決を確定させることは、単に住友 1 社の問題にとどまらず、鉱山業界全体に与える衝撃が大きい。（略）その意味で、土呂久訴訟は企業側にとって是が非でも勝ち取らねばならない防波堤といい。

166-4 鉱業協会の見解と反論に関する新聞記事

1984 年 3 月 31 日朝日新聞記事

★日本鉱業協会長に西川氏 日本鉱業協会は 30 日、定時総会を開き、佐々木陽信会長（日本鉱業会長）、田中雄平副会長（田中鉱業社長）が退任、新たに西川次郎古河鉱業社長を会長に、佐藤一夫日本亜鉛鉱業社長を副会長に選任した。任期は 1 年。

1984 年 3 月 31 日宮崎日日新聞記事

「鉱業法改正求める / 日本鉱業協の西川会長 / 土呂久鉱害判決で」

西川次郎日本鉱業協会会長（古河鉱業社長）は 30 日の記者会見で、高千穂町の土呂久鉱害事件判決に関連して「閉山した後何百年も（公害の）面倒をみるというのは困る。あの悪法（鉱業法）だけは改めてもらいたい」と述べて鉱業権者の鉱害補償責任を厳しく規定している鉱業法の改正を求める考えを明らかにした。

西川会長は土呂久判決自体については「想像もしなかったほど厳しい内容」との感想を述べるにとどまったが、判決の根拠とされる鉱業法 109 条 3 項が被害発生後に鉱業権を取得した鉱業権者にも賠償責任を課して、一度も操業をしたことのない住友金属鉱山に賠償を命じたことについては「指一本触れていない人がなぜ罪人になるのか疑問」と、鉱業法とその解釈、運用について不満を述べ、今後、会員各社の意見を聞いたうえで対応を考えたいとしている。

1984 年 4 月 25 日朝日新聞記事

「鉱業否定につながる / 土呂久判決に業界反論」

日本鉱業協会（会長・西川次郎古河鉱業社長）は 24 日、宮崎県高千穂町の土呂久公害訴訟判決について、「実質的に鉱業の否定にもつながりかねず、国内での鉱山開発の意欲を失わせる」とする業界の受けとめ方を文書で明らかにした。

業界の見解によると、鉱害訴訟は大正年代から昭和 30 年代まで行われた亜ヒ酸製造が原因で生じた健康被害に対して、たまたま鉱山閉山後、鉱業権を取得した住友金属鉱山が、亜ヒ酸製造とは全く何ら関係なかったにもかかわらず、被害の賠償を求められるという特異な事件である、とまず指摘。原告勝訴の法的根拠となった鉱業法の法律解釈

について、①何の稼働もしない者に鉱業権者であったというだけで、賠償責任を認めている②無過失損害賠償規定が旧鉱業法で施行された昭和 15 年以前にさかのぼり、地元の個人の操業にかかわる時代までも、すべて住友金属鉱山の責任とされた—などの点を問題だとしている。その理由として、鉱業は他産業と異なり非常に古い産業であり、鉱山としての潜在力のあるところは、なんらかの人為が加えられている場合が多い。終業しても、同じ地域で新たな鉱床の発見が何十何百年の間に繰り返されるのが普通だ。従って、昔々にさかのぼってすべての賠償責任を現在の企業に負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねない、としている。

1984 年 4 月 28 日宮崎日日新聞記事

「法秩序への挑戦だ」 / 土呂久守る会 / 鉱業協会へ反論声明

土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会（落合正会長）は 27 日、日本鉱業協会（会長・西川次郎古河鉱業社長）の土呂久判決（3 月 28 日）に反対する見解に対し、「一審判決を無視し、被害者の救済を切り捨てる業界の暴挙は、法秩序への挑戦である」と反論声明を発表した。（略）

守る会は、①住友鉱山は 33 年 10 月以降、当時の鉱業権者である中島鉱山の役員人事を掌握、事実上経営に深く関与していた②判決では亜硫酸製錬施設や坑内水の放置も鉱害の原因行為になったと認定している③昭和 12 年以前の亜硫酸製錬もヒ鉱の採掘、選鉱と連続的に行われていたのは明らか④鉱業権を取得しようとする企業は、過去どのような鉱害が発生したか、事前に調査したうえで取得するのは当然である—として同協会の見解は全く的外れの主張—と批判。

また同協会が、鉱業法の法律解釈を批判、同法の改正を求める考えを明らかにしたことについても「企業の利益追求以外、何ものでもない」と厳しく反論している。守る会は反論声明を同日、日本鉱業協会、住友鉱山、通産省に送付した。

166-5 日本鉱業協会とは

日本鉱業協会のホームページ（2022 年 10 月 29 日）より

JMIA 日本鉱業協会は、銅、亜鉛、鉛、金、銀、ニッケル等の非鉄金属の鉱業・製錬業の団体です。JMIA 日本鉱業協会は、「海外鉱物資源の獲得と安定供給確保」、「製錬事業の強化」、「資源リサイクルの推進」、「地熱エネルギー開発の促進」、「鉛と亜鉛の需要開発」及び「地球環境の保全」に取り組んでいます。

166-6 環境庁交渉に関する新聞記事

1984 年 4 月 5 日朝日新聞記事

「環境庁の対応に落胆 / 土呂久被害者 / 声荒らげる支援者」

住友金属鉱山の控訴取り下げと社長の謝罪を求めて、同社玄関前に座り込んでいる土呂久公害患者 5 人は 4 日、環境庁を訪れ、慢性ヒ素中毒症の認定要件拡大などについて直接交渉した。交渉は当初、紳士的な話し合いが続いていたが、支援者の理詰めの質問に環境庁側が「判決を勉強してから」「意見は十分踏まえて」などと結論を先に延ばす煮え切らない答弁を続けた。このため、交渉団は「そういう間に土呂久の人は死んで行っている」と思わず言葉を荒らげる場面もあった。

この日の交渉に対応したのは、上田長官のほか、長谷川環境保健部長、勝木保健業務課長ら。患者らの住友への控訴取り下げ要求に対し、上田長官は「通産省の担当なので、みなさんの気持ちをよく伝える」と発言して、約 5 分で席を立った。この後、支援者が 56 年の行政不服審査会裁決や、昨年の松尾鉱毒判決を根拠に、慢性ヒ素中毒症の認定要件拡大を求めると、長谷川部長らは答えに窮して沈黙。「その問題だけを言われても」「認定要件とどうかかわるか勉強しなくてはならない」と、のらりくらの答え。患者の治療対策についても「もっと研究しなくては」と、実のある答えは聞かれなかった。

これに腹を立てた土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会の落合正会長は「10 年前にも同じことを聞いた。あなたたちが、そういつている間に土呂久の人は死んでいる。救済するのが行政ではないか。これでは日本の国はどうなるのか」と大声を上げた。

「国の偉い人に一言、苦しみを聞いてもらいたい」とやって来た佐藤トネさんから患者も落胆した表情。「どうか私たちが生きているうちに救って下さい」と、最後に祈るように訴えていた。

166-7 見えざる敵が見えた

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」P116~119 より

またこの日、日本鉱業協会の定時総会で新しい会長に選ばれた古河鉱業社長西川次郎は、「土呂久訴訟の判決は想像しなかったほど厳しい。閉山したあと何百年も面倒をみるというのは困る。あの悪法は改めてもらいたい」と記者会見で述べた。非鉄鉱山会社でつくる同協会は 4 月 24 日にも、「過去の鉱害まで現在の企業に責任を負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねず、国内での鉱山開発の意欲を失わせる」という見解を発表するなど、住友鉱の援護射撃を試みるのである。(略)

(座り込み 5 日目の) 4 月 3 日午後 4 時から、参議院の予算委員会で社会党の佐藤三吾議員が土呂久判決について質問することになった。トネ、ハツネ、ミキ、定夫と佐藤亮の被害者 5 人は、弁護士 2 人と支援者 3 人とともに傍聴に出かけた。

佐藤三吾議員 (略) 私は人道上の観点からいってもこのような控訴は認められないというふうに思うんですが、通産大臣、この問題に対する対応をどうなさっています

すか。

石井賢吾通産省立地公害局長 (略) 会社側の説明によりますと、第一は、操業を行っていない同社に、大正時代からのすべての損害について賠償責任を認めたこと。第二は、慢性砒素中毒症の認定要件を広範にとらえていること。第三は、宮崎県知事の斡旋に基づく和解による補償の範囲が極めて限定的に解釈されておること。この3点を主要の疑点として控訴したと説明を受けております。

小此木彦三郎通産大臣 住友が控訴した、いわば争訟中の問題でございますので、行政側が今の段階で発言は差し控えたいと存じます。

佐藤議員はさらに、狭すぎる認定要件について上田稔環境庁長官、不十分だった知事斡旋について田川誠一自治大臣、土呂久川の砒素汚染について通産省、政府の姿勢について藤波孝生官房長官に質問を続けたが、誰からも何一つ前向きな答弁は引き出せなかった。(略) 委員会を出た被害者の顔に、はっきりと落胆の色が見て取れた。

「行政は昔も今もちっとん変わらん」。砒毒被害が激しかった時代、鉈山の後ろ盾になって鉈毒反対の住民の声を押し潰していった行政となんら変わっていないのだ。政府の答えはまるで被告の住友金属鉈山の代弁ではないか。中央の政治家や官僚には、九州の山奥の土呂久の公害患者のことなどまるで眼中になさそうに思われた。その証拠に、通産官僚の一人は「とろく」といわずに「とくろ」公害と繰り返し答えていたではないか。

翌日、共闘会議代表幹事の児玉秀智が上京してきて、トネや落合らと総評や都評に支援要請に回り、午後4時から宮崎一区選出の社会党代議士松浦利尚が立ち会って環境庁と交渉をおこなった。出席した環境庁長官の上田稔にトネが訴えた。

「判決で全面勝訴して上京してきましたが、上京した日に控訴され、私たちの話を聞いていただきたくて会社に行ったのですが、取り次いでもらえず、やむをえず玄関のコンクリの上に座り込むことになりました。いちばん心配していることは社長にも会えず、あの場で患者の中から死亡者が出ることです」

つづいてハツネ、ミキ、定夫、繁治が懇願するのを聞いた上田長官は、「皆さんの訴えには心を打たれるものがあります」とソフトに切り出しながら、最後は「会社の方は通産省の担当なので、皆さんの気持ちを通産省に伝えて善処したい。お元気で、どうぞ」と言って、わずか15分で席を立った。

国の壁はあまりにも厚かった。宮崎県に対しては、行政不服審査の口頭審理や県庁中枢の座り込みを重ね、行政姿勢を変えるところまで追い込むことができた。しかしここ霞が関の官庁街で、日本を支配する保守政治家と官僚連中が塗り固めた巨大な壁をどうやって崩していけばいいのか。2日間に見せつけられた中央省庁の企業擁護の態度を改めさせるのは容易なことではない。いままでの運動の延長線では、とても念願の人権回復を達成できそうにないのだ。

住友は明治の殖産興業期から三井、三菱とともに、この国の政財界の中心部に深い根

を張ってきた旧四大財閥の一翼である。そのグループの社長でつくる白水会の会合では、住友発祥の別子銅山をいただく住友金属鉱山の社長が、現在の業績や規模に関係なく真ん中の席を占めるという。土呂久の患者が戦っている相手は、まさしく日本資本主義の中枢に食い込む企業なのであり、そのバックに企業本位の社会を支える国家の姿がそびえていた。